

加古川市人権文化センター登録団体に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市人権文化センター（以下「人権文化センター」という。）を拠点として自主的に継続して定期的な活動をしようとする民間団体（以下「団体」という。）の健全な育成を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 人権文化センターに登録された団体（以下「登録団体」という。）とは、人権教育及び福祉教育の向上発展に寄与する目的で組織された団体で、加古川市長の認定を受けたものをいう。

(認定対象)

第3条 登録団体の認定を受けることができる団体は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 人権および福祉の学習や、文化、体育、レクリエーション等の活動により、住民相互の交流促進と福祉の向上を図ることを目的として組織された独立団体であること。
- (2) 団体の目的を達成するための活動の実践にあたっては、人権文化センターと密接な連絡、連携及び協力を行うこと。
- (3) 営利行為を行わないこと。
- (4) 特定の政党、教派、宗派又は教団と利害関係がないこと。
- (5) 代表者、副代表者及び会計（以下「代表者等」という。）を決定すること。
- (6) 特定の会員による閉鎖的な団体でないこと。
- (7) 自主的に継続して定期的な活動がなされること。
- (8) 会員6名以上で構成される団体であること。
- (9) 会員は、加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(申請)

第4条 登録団体の認定を受けようとする団体の代表者は、登録団体申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて加古川市長へ提出しなければならない。

- (1) 活動計画書（様式第2号）
- (2) 在籍者名簿（様式第3号）

(認定及び不承認通知)

第5条 加古川市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等を審査し、登録団体として認定したときは登録団体認定書（様式第4号）を交付し、登録団体として認定しないときは登録団体不承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(遵守事項)

第6条 登録団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 次の書類を備えつけ、加古川市長が求めたときは速やかに提出すること。

- ア 活動報告書 (様式第6号)
- イ 収支決算書 (様式第7号)
- ウ 活動日誌 (様式第8号)
- エ 出席簿 (様式第9号)
- オ 会計簿

(2) 代表者等を変更した場合は速やかに届け出ること。

(3) 毎月第5週目は、原則として人権文化センターを使用しないこと。

(4) 代表者等は、加古川市長が招集する会議等に必ず出席すること。

(5) 会員は、登録を受けた人権文化センターの同種目の登録団体に加入しないこと。

(登録認定期間)

第7条 登録団体の認定期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までとする。

(協議会)

第8条 登録団体は、登録団体間の親睦及び連絡調整を図り、人権文化センターと密接な連絡、連携及び協力を行うため、登録団体の代表者で組織する会（以下「登録団体協議会」という。）を設置しなければならない。

2 登録団体協議会は、規約を定めなければならない。

(変更及び休止)

第9条 加古川市長が必要と認めるときは、登録団体の使用する施設及び日時を変更し、又は、活動を休止させることができる。

(取消し)

第10条 加古川市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当したときは、登録団体認定取消通知書（様式第10号）により認定を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽の申請等が判明したとき。

(3) 人権文化センターが実施する事業等の参加が困難となったとき。

(4) その他加古川市長が認定を不相当と認めたとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、加古川市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月13日から施行する。